

日本災害復興学会細則

日本災害復興学会会則（以下「本則」という。）に基づき、並びに本則を実施するため、日本災害復興学会細則（以下「本細則」という。）を次のように定める。

第1章 総則

[支部]

第1条 支部は、本則第2条に基づき、その地域に在住、またはその地域で主に活動する2人以上の正会員の求めにより、理事会の承認を経て設置する。ただし、会員は複数の支部に所属することはできない。

2 支部の管轄する地域は、発議があった場合、理事会の協議を経て決定する。

第2章 会員

[名誉会員]

第2条 会員の種別については本則第5条に定めるもののほか、会長が推薦し、理事会の承認を経て名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、学会の発展に特に貢献があったと認められる者、もしくは学会の趣旨・目的を理解し、学会活動の普及に貢献できる者とする。

3 名誉会員については、会費を免除する。

4 学会の名誉を傷つけ、または学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議に基づき名誉会員の称号を取り消すことができる。

[入会手続]

第3条 入会を希望するもので学会員の推薦がない場合は総務委員会の推薦を得て入会手続を取り、理事会の承認を得た上で、入会金及び初年度会費の納入をもって入会とする。

[入会金・会費]

第4条 入会金・会費は次の通りとし、入会にあたっては入会金を納めなければならない。また、会費は毎年度当初に納めなければならない。

(1) 入会金 3,000円

(2) 会費

あ) 正会員 7,000円

い) 学生会員 3,000円

う) 購読会員 6,000円

え) 賛助会員 一口：50,000円（一口以上とする）

[減免]

第5条 正会員及び学生会員のうち、特段の事由のある場合は、本人の申し出により理事会の議を経て入会金・会費を軽減、または免除することができる。

[除名]

第6条 会費の納入が、事務局からの督促にもかかわらず3年以上にわたって滞納した場合は総会の議を経て除名することができる。

- 2 除名された元会員から再入会の申し出があった場合、未納分の会費納入の上で、入会手続きを認める場合がある。

第3章 役員及び職員

[選挙]

第7条 (削除)

[特別顧問]

第8条 会長は、被災者支援や被災地復興などにおいて特に顕著な業績のあった者を、特別顧問として理事会の議に基づき選任することができる。

- 2 特別顧問は入会金、会費を免除する。

[顧問]

第8条の2 会長は、災害復興学の研究、または被災者支援、被災地復興等に関して業績があり、学会に貢献した者を、顧問として理事会の議に基づき選任することができる。

[職員]

第9条 事務局が関西学院大学災害復興制度研究所に置かれ、かつ、関西学院大学が認める期間、職員の給与は関西学院大学が負担する。

第4章 会議

[専決]

第10条 本則第23条の総会の議決事項に関して、緊急を要する事項については、理事会において専決することができる。ただし、総会に報告し、承認を得なければならない。総会で承認を得られない場合は無効となる。

[協議]

第11条 理事会の会議は、一堂に会しての会議、複数会場に集まったのテレビ会議を原則とする他、持ち回り会議を行うこともできる。

[年次大会]

第12条 年次大会の企画・運営は、大会実行委員会によって執り行われる。

- 2 大会実行委員会委員長は、会長、企画委員長、総務委員長の合議によって選任する。委員は委員長が指名する。

[総会]

第13条 定時総会は年1回、年次大会時に開催することを例とする。

- 2 年次大会と別に定時総会を開催する場合は、理事会の議を経て、直近の総会にて承認を得ることとする。

第5章 委員会・研究会

[委員会]

第13条の2 委員会の運営は、本則第30条4項に基づく委員会規程に定める。

[研究会]

第14条 研究会の運営は、本則第30条の3のほか、本細則による。

- (1) 研究会の設置を希望する会員は、会員有志5名以上の賛同を得て、11月末までに学術推進委員会に申請を行う。理事会において設置が承認された場合は、新年度から活動を開始する。
- (2) 研究会は会員により構成されることを原則とし、研究会に所属する学会員以外の研究会員は会友とする。会友は、学会年次大会へ参加することができる。ただし、大会実行委員会が定める参加料を納めなければならない。
- (3) 研究会は個人単位の参加を原則とするが、研究グループの参加も認める。この場合、グループには少なくとも1名以上の学会員が含まれていなければならない。研究グループは、年次大会等で研究内容を発表することができる。この場合、正会員が1名以上含まれていることが必要である。
- (4) 研究会は2年ごとに成果報告をし、活動を継続する必要がある場合は再度、学術推進委員会に申請を行う。
- (5) 研究会は活動助成を学術推進委員会に申請し、理事会において認められれば助成金を受け取ることができる。
- (6) 研究会は、主催する研究会、意見交換会について学会事務局に開催日時・場所・テーマを届けること。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第6章 資産及び会計

[会計]

第17条 会計年度は本則第32条の定めによる。

- 2 決算は毎年5月末に前年度の出納を閉鎖し、監査を受けなければならない。

附則

- 1 本細則は、総会の承認に基づき2008年4月11日から適用する。
- 2 会議録は、議長に指名されたものが記録し、会長（支部長）が署名し、事務局において保存しなければならない。

附則（2011年1月9日）

- 1 改正細則は、2011年1月9日より施行する。
- 2 本細則「第7章 附則」のうち「第7章」を削除する。

附則（2013年1月13日）

改正細則は、2013年1月13日より施行する。

附則（2016年1月11日）

改正細則は、2016年1月11日より施行する。

附則（2017年1月9日）

改正細則は、2017年1月9日より施行する。

附則（2017年10月1日）

改正細則は、2017年10月1日より施行する。